

## 議案第42号

富士見市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
富士見市税条例（昭和32年条例第15号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、富士見市税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市税条例等の一部を改正する条例

(富士見市税条例の一部改正)

第1条 富士見市税条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(富士見市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富士見市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、富士見市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項及び第4条第1項の改正規定を次のように改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

第2条のうち、富士見市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標

準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富士見市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中富士見市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の富士見市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。